

目 次

第 I 部 明細書及び特許請求の範囲

第1章 明細書及び特許請求の範囲の記載要件

1. 明細書及び特許請求の範囲の意義	1
2. 特許請求の範囲の記載要件	1
2.1 第36条第5項	1
2.2 第36条第6項	2
2.2.1 第36条第6項第1号	2
2.2.1.1 第36条第6項第1号の趣旨	2
2.2.1.2 第36条第6項第1号の審査における基本的な考え方	2
2.2.1.3 第36条第6項第1号違反の類型	3
2.2.1.4 第36条第6項第1号違反の拒絶理由通知	5
2.2.1.5 第36条第6項第1号違反の拒絶理由通知に対する出願人の対応	6
2.2.2 第36条第6項第2号	7
2.2.2.1 第36条第6項第2号の審査における基本的な考え方	7
2.2.2.2 第36条第6項第2号の審査における留意事項	7
2.2.2.3 第36条第6項第2号違反の類型	8
2.2.2.4 請求項が機能・特性等による表現又は製造方法によって生産物を特定しようとする表現を含む場合	13
2.2.2.5 第36条第6項第2号違反の拒絶理由通知	16
2.2.2.6 第36条第6項第2号違反の拒絶理由通知に対する出願人の対応	16
2.2.3 第36条第6項第3号	16
2.2.3.1 第36条第6項第3号の趣旨	16
2.2.3.2 第36条第6項第3号違反の類型	17
2.2.4 第36条第6項第4号	17
2.2.4.1 第36条第6項第4号違反の類型	18
2.2.4.2 請求項の記載形式—独立形式と引用形式—	18
2.2.5 第36条第6項違反の拒絶理由通知	20
3. 発明の詳細な説明の記載要件	20
3.1 第36条第4項第1号	20
3.2 実施可能要件	20
3.2.1 実施可能要件の具体的運用	21
3.2.2 実施可能要件違反の類型	24
3.2.2.1 発明の実施の形態の記載不備に起因する実施可能要件違反	24
3.2.2.2 請求項に係る発明に含まれる実施の形態以外の部分が実施可能でないことに起因する実施可能要件違反	24
3.2.3 実施可能要件違反の拒絶理由通知	26
3.2.4 実施可能要件違反の拒絶理由通知に対する出願人の対応	26
3.3 委任省令要件	26
3.3.1 第36条第4項第1号の規定による委任省令	26
3.3.2 委任省令の趣旨	27
3.3.3 委任省令要件の具体的運用	27
3.3.4 委任省令要件違反の拒絶理由通知	29

3.3.5 委任省令要件違反の拒絶理由通知に対する出願人の対応	29
4. 明細書等の記載不備一般	30
5. 事例集	31
第2章 発明の単一性の要件	
1. 発明の単一性の要件	1
1.1 特許法第37条の規定の趣旨	1
1.2 関係条文の説明	1
2. 発明の単一性の判断	2
2.1 発明の単一性の判断対象	2
2.2 基本的な考え方	2
3. 発明の単一性の要件の判断類型	3
3.1 基本的な判断類型	3
3.1.1 同一の特別な技術的特徴を有する場合	3
3.1.2 対応する特別な技術的特徴を有する場合	3
3.2 特定の関係にある場合の判断類型	4
3.2.1 物とその物を生産する方法、物とその物を生産する機械、器具、装置、その他の物	4
3.2.2 物とその物を使用する方法、物とその物の特定の性質を専ら利用する物	5
3.2.3 物とその物を取り扱う方法、物とその物を取り扱う物	7
3.2.4 方法とその方法の実施に直接使用する機械、器具、装置、その他の物	7
3.3 マーカッシュ形式	8
3.4 中間体と最終生成物	9
4. 審査の進め方	10
4.1 基本的な考え方	10
4.2 特許請求の範囲の最初に記載された発明が特別な技術的特徴を有しない場合 の審査対象	10
4.3 特許請求の範囲の最初に記載された発明が特別な技術的特徴を有しない場合 の審査の進め方の例	11
4.4 留意事項	13
5. 事例集	14
第3章 先行技術文献情報開示要件	
1. 特許法第36条第4項第2号	1
2. 先行技術文献情報開示要件の趣旨	1
3. 開示すべき先行技術文献情報	2
3.1 先行技術文献情報を開示すべき発明	2
3.2 出願当初の明細書における先行技術文献情報の記載	4
3.3 補正による先行技術文献情報の追加	5
4. 先行技術文献情報開示要件の判断	5
5. 審査の進め方	6
5.1 第48条の7の通知	6
5.2 先行技術文献情報開示要件違反の拒絶理由通知	7
(参考資料) 先行技術文献情報の明細書への記載要領	8